

やテーチング・マシン (teaching machine) のような画期的な教育用具が開発され、個別教育の自動化を促進している。

映画を使つた教授法が著しく能率的、効果的であることは、すでに数多くの実験や調査研究によつて明らかにされているが、テレビジョンの学習効果については、アメリカのペンシルベニア州立大学における化学、心理学、航空科学などのテレビ教育の実験的研究がある。そしてこれらの調査研究の結果、テレビ教授が直接教授の一部に代り得るものであることが明らかになり、今後の大学教育の能率化と経済化に一つ方途を与えた。またテーチング・マシンの学習効果についても実験が進められ、きわめて有能であることがわかつている。

このように外国においては、視聴覚的方法による教授、訓練の科学化と能率化は次々に実践に移され、いずれも成果を収めている。

ついで、わが国の科学技術振興においても、特に人材養成の方策として各種視聴覚教育用具を大いに活用すべきである。他面、視聴覚教育用具の研究開発、視聴覚教育要員の養成もあわせて推進しなければならぬ。

われわれは、視聴覚教材用具による教授法、訓練法の革新が今後の科学技術の振興のために必要であることを信じ、ここに勧告する次第である。

5-17

庶発第332号 昭和36年5月9日

内閣総理大臣 池田 勇 人

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

現行保険医療制度の改正について(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

現行の保険医療制度は、医療の現物給付方式に全面的に立脚しているため、その建前上、医学・医療の進歩発達を必然的に阻害する半面を有する。この弊害をのぞくために、政府は、医療費給付方式をも速かに採用し、医療の現物給付と医療費給付と二者併用の制度を確立すべきである。

理 由

現行の保険医療制度は、診療そのものを現物給付することを建前としている。従つて個々の疾病ごとに一定の診療基準を設けて、その枠の中の診療行為を医師に強要することになる。

これは、現行制度の建前上は免れえないことで、いわゆる制限診療である。

しかしながら、医学・医療が真に進歩発達するためには、医師は、その接する患者ごとに、自己の見解に基く診療方針を自己の責任において設定する自由をもたなければならない。学術の見地に立つとき、この自由の要求がいかに本質的なものであるかは、改めていうまでもない。しかるに、現行制度はこの自由を許していないのであつて、医療の本質をゆがめるものであるといわれるのはまことに当然である。

また、国庫負担の大幅導入等によつて、診療制限の限度が高められることはもちろん望ましいところで、これによつて支障の除かれる面もあるが、しかしいかに制限が緩和されても、診療現物給付の

建前をとる限り、公平分配の立場から、そこに一定の規格あるいは制限の要請されることは、依然として避けがたい。その結果、大学を中心とする研究的教育的医療、および一般医療機関の良心的・学問的診療が、本質的支障をうけていることは、あとに指摘されているとおりである。

一方、最も長年月の修練を要する高度の技術であるにもかかわらず、医師の技術差というものが、現行保険医療においては全く認められていない。従つて医師の向上心は害せられ、技術は低下する。このまま推移するならば、わが国の医学・技術の進歩向上は阻止せられ、近き将来に、国民の保健福祉上由々しい危機に直面することは余りにも明白であろう。

もちろん、日本の社会保険制度は発達しなければならない。これに協力を惜しむことは許されない。しかし、それは現行の現物給付方式には限らないはずである。諸外国にも多くその例がみられるように療養費給付方式をも採用するならば、社会保険の目的は達しながら、しかも前記の欠点は解消する道を開くことができるのである。いうまでもなく、現物給付方式にも利点があるから、これを全廃すべきではない。すなわち現行健康保険制度においても例外的に認められている療養費給付を大巾に緩和し、現物給付との併用を計ることがこのさい最も妥当な措置と考えられる。

5-18

庶発第354号 昭和36年5月13日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

大学図書館の整備拡充について（勧告）

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

大学教育の効果を有効ならしめるためには、附属図書館が十分にその機能を発揮するよう、その充実と運営の適正を期することがきわめて重要であることはいうまでもない。しかるに現在の大学図書館は、一般にその蔵書数がきわめて貧弱であり、その書庫、閲覧室その他の施設設備がはなはだしく不完全であり、さらにその職員の数、待遇、身分が不十分かつ不適正であるために、大学図書館としての機能を十分に発揮する上に、重大な支障を来している実情にある。

よつて、政府は大学における図書館の機能を重要性にかんがみ、次の諸点について適切な措置が講ずるよう勧告する。

1. 大学図書館の蔵書を充実するために、必要な財政的措置を講ずること。
2. 大学図書館の書庫、閲覧室その他の施設設備の拡充と整備をはかるために必要な措置を講ずること。
3. 大学図書館の職員数を適切な水準まで増員し、かつ大学図書館職員としての専門職の制度を確立することを講ずること。

理由・説明

I 蔵書数について

- A 大学図書館は、大学が研究機関である点から大学教官の研究に必要な多数の図書資料を収集して利用に供すべきことはもちろんであるが、わが国の大学はきわめて少数の大学を除いては、この面での蔵書数がきわめて貧弱である。計画的に蔵書数の拡充を図る措置を講じない限り、大学教育の効果を高めることはおぼつかない。
- B 新制大学は、いわゆる単位制による教育を行つている1時間の講義に対して2時間の自習を課することを建て前としている。この制度の特色を生かして教育効果を高めるには、これまでの大学とは飛躍的に異つた水準において、学生の自習のための図書を多数に用意して学生の自由な利用に供し、自習に支障のないようにすることが必須の条件である。しかるにこの面での図書の拡